

府政科技第217号  
平成29年3月8日

総合科学技術・イノベーション会議議長  
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第13号「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の一部変更（案）について」

理 由

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（平成28年6月28日閣議決定）を一部変更するにあたり、貴会議の意見を聴く必要があるため。